

# 経済産業省庁舎の管理・運営業務 に関する企画書

(事業者名を記載)

## 様式 1 ~ 10

(注：様式1 1は別ファイル)

(1) 本業務を実施するにあたっての基本的な方針を記載すること。

(2) 本業務を確実に実施するための方法。

(ア) 業務継続の確保に対する方針

(イ) 安全の確保に対する方針

(ウ) 快適性の確保に対する方針

(エ) その他の取組方針

## 2. 管理・運営業務全体の実施体制

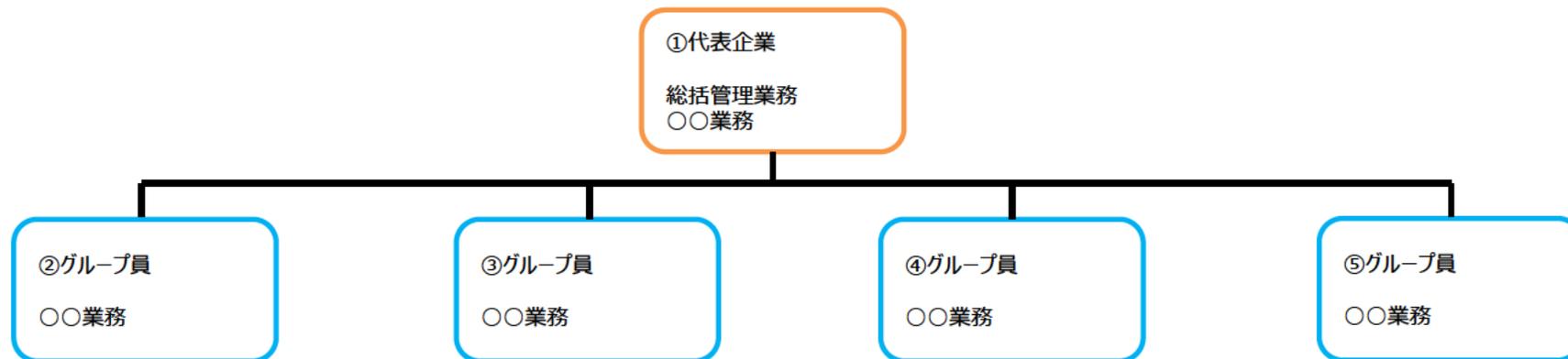
必須項目審査

様式 2

※事業の実施体制を記載すること。入札参加グループの場合は、入札参加グループ員の一覧と入札参加グループの代表事業者、グループ員の代表責任者及び各業務担当者を記載すること。また、入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。

### (1) 管理・運営の全体図

\* 入札参加グループ記載例



\* 入札参加者(入札参加グループの場合はすべての入札参加グループ員)の令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)の写しを

### (2) 入札参加グループ員一覧

	事業者名	代表者名	業務担当者	競争参加資格 役務提供等(等級)	備考 (登記簿住所)
①代表企業					
②グループ員					
③グループ員					
④グループ員					
⑤グループ員					

※スペースが足りないときは、追加して差し支えない。

### 3. 法的資格等を有する者等の配置

必須項目審査

加点項目審査

様式3

#### ① 建築・建築設備管理業務

##### (1) 建築・建築設備管理業務 (その1)

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等 (具体的に)
①業務責任者	—	延べ面積50,000㎡以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上 (ただし、50,000㎡に満たない施設の維持管理業務の責任者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する維持管理業務の責任者として、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。)	常駐	平日	9:15-18:15	1名		* 企画書提出時
②業務副責任者(機械設備)	2級(以上)ボイラ-技士	①又は②いずれかの経験を満たすこと ① 建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ② 第一種圧力容器の運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15-18:15	1名		* 企画書提出時
③業務副責任者(電気設備)	第一種電気工事士	①又は②いずれかの経験を満たすこと ① 建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ② 発電容量1,000KVA以上の自家発電設備の運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15-18:15	1名		* 企画書提出時
④電気主任技術者	①第三種(以上)電気主任技術者及び ②第一種電気工事士	特高受変電設備運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15-18:15	1名(兼務可)		* 企画書提出時
⑤冷凍保安責任者	高圧ガス製造保安責任者(第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械)	①及び②の経験を満たすこと ① 建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上 ② 1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上	—		* 高圧ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯	1名(兼務可)		* 企画書提出時
⑥冷凍保安責任者の代理者	高圧ガス製造保安責任者(第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械)	①及び②の経験を満たすこと ① 建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上 ② 1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上	—		* 冷凍保安責任者が不在時の高圧ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯	1名(兼務可)		* 企画書提出時

※. 仕様書別紙10に記載された業務実施責任者等の法定資格等条件について、当該業務を行う者が必要な条件を満たすこと、必要な資格を有することを証する書類(写しでも可)を添付すること。

※スペースが足りないときは、適宜追加(別様)及び加工して差し支えない。

(1) 建築・建築設備管理業務 (その2)

■ 以下の表には企画書提出時に提出する必要がある者のみ記載しているが、契約時までには選任することになっているポストについても記載することは差し支えない。

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等 (具体的に)
⑦第一種圧力容器取扱作業主任者	下記のいずれかの資格を有すること ・特級ボイラー技士 ・一級ボイラー技士 ・二級ボイラー技士 ・普通第一種圧力容器取扱作業主任者 ・化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	—	常駐	平日	9:15-18:15	1名 (兼務可)		* 企画書提出時
エネルギー管理責任者	エネルギー管理士	第1種エネルギー管理指定工場 (5業種以外) のエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験が3年以上	非常駐も可	平日	9:15-18:15 (常駐の場合)	1名 (兼務可)		* 企画書提出時
建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者	—	非常駐も可	平日	9:15-18:15 (常駐の場合)	1名 (兼務可)		* 企画書提出時
技術員(機械設備)	すべての者が①を満たし、1名以上の者が②を満たすこと ① 2級 (以上) ボイラー技士 ② 危険物取扱者 (甲種または乙種第4種)	建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が3年以上 ただし、業務副責任者 (機械設備) が勤務しない時間にあつては、1名以上は5年以上の実務経験を有する者とする。	常駐	毎日	9:15-18:15 (ローテーション勤務)	4名以上		* 契約時
					18:15-翌9:15 (ローテーション勤務)	2名以上		
技術員(電気設備)	すべての者が①を満たし、1名以上の者が②を満たすこと ① 第2種 (以上) 電気工事士 ② 危険物取扱者 (甲種または乙種第4種)	建物の電気設備の維持管理業務の実務経験が3年以上 ただし、業務副責任者 (電気設備) が勤務しない時間にあつては、1名以上は5年以上の実務経験を有する者とする。	常駐	毎日	9:15-18:15 (ローテーション勤務)	4名以上		* 契約時
					18:15-翌9:15 (ローテーション勤務)	2名以上		
作業員	—	設備の運転・監視及び保守点検業務について、初歩的な技術力を有し、建築物の設備の維持管理業務の実務経験を1年以上有する者	常駐	毎日	9:15-18:15 (ローテーション勤務)	必要配置人数		* 契約時
					18:15-翌9:15 (ローテーション勤務)	必要配置人数		

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

■ 以下の表には企画書提出時に提出する必要がある者のみ記載しているが、契約時までには選任することになっているポストについても記載することは差し支えない。

(2) 構内交換機設備点検

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	電気通信事業法工事担任者認定規則に基づくA I第一種、DD第一種又はA I・DD総合種	構内交換電話、有線電気通信設備等の保守又は工事の実務経験が10年以上	常駐	平日	9:15-18:15	1名		* 契約時
一般技術者	—	構内交換電話、有線電気通信設備等の保守又は工事の実務経験が5年以上	常駐	平日	8:30-17:30	1名		* 契約時

(3) 搬送設備（フルメンテナンス）

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者（搬送設備）	昇降機等検査員	昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上	非常勤	—	—	1名		* 企画書提出時
担当者（搬送設備）	—	昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時

(4) 消防用設備等点検・保守業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	①又は②いずれかの資格を満たすこと ① 消防設備点検資格者(第1種又は第2種) ② 消防設備士(甲種又は乙種)	—	非常勤	—	—	1名(兼務可)		* 企画書提出時
担当者	① 消防設備士免許取得者 ② 消防設備点検資格者 ③ 消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資格を有する者 ④ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者 ⑤ 第1種火災報知システム専門技術者	—	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

■ 以下の表には企画書提出時に提出する必要のある者のみ記載しているが、契約時までには選任することになっているポストについても記載することは差し支えない。

(5) 特定建築物等点検業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者（建築物）	一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員	—	非常勤	—	—	1名（兼務可）		* 契約時
副責任者（昇降機以外の建築設備）	一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員	—	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時
副責任者（防火設備）	一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員	—	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時
副責任者（昇降機）	一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員	—	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時
担当者	—	特殊建築物等の定期点検業務又は建築・建築設備に係る設計、工事監理、工事監督の実務経験が3年以上	非常勤	—	—	必要人数		* 契約時

(6) 各種水槽等清掃業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	厚生労働大臣の指定する貯水槽清掃作業監督者講習の修了証	—	非常勤	—	—	1名（兼務可）		* 契約時

(7) ねずみ等調査及び防除業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	建築物衛生法施行規則第29条第1項3号に定める者	—	非常勤	—	—	1名（兼務可）		* 契約時

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

■ 以下の表には企画書提出時に提出する必要がある者のみ記載しているが、契約時までには選任することになっているポストについても記載することは差し支えない。

(8) 空気環境測定業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	建築物衛生法施行規則第26条第1項2号に定める者	—	非常勤	—	—	1名 (兼務可)		*契約時

(9) 水質検査業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	建築物衛生法施行規則第27条第1項第3号項に定める有資格者	—	非常勤	—	—	1名 (兼務可)		*契約時

(10) ばい煙測定業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	経済産業省令に定める環境計量士	—	非常勤	—	—	1名 (兼務可)		*契約時

(11) 第一種特定製品の定期点検（熱源機器等点検・保守業務）

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	以下の①又は②いずれかの資格等を有する者 ① 第一種冷媒フロン類取扱技術者 ② 以下のイからホいずれかの資格等を有し、かつ点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者 イ 冷凍空調技士 ロ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ハ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ニ 冷凍空気調和機器施工技能士 ホ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者	—	非常勤	—	—	1名 (兼務可)		*契約時
担当者	—	フロン類及び第一種特定製品の専門点検の経験	非常勤	—	—	必要人数		*契約時

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

## (12) 構内植栽管理業務

必須項目審査

加点項目審査

様式3

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	①又は②の資格を有すること ① 1級造園施工管理技士 ② 1級造園技能士	—	非常勤	—	—	1名		*契約時

## ② 清掃業務

### (1) 毎日清掃及び床面定期清掃業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
業務責任者	ビルクリーニング技能士	延べ床面積5万㎡以上の建物で清掃業務指揮経験5年以上（ただし、5万平方メートルに満たない建物の清掃業務を指揮した経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する清掃業務実施者を指揮し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない）	常駐	平日	—	1名以上		*企画書提出時
実施副責任者	—	実務経験3年以上	常駐	平日	—	2名以上		*契約時

### (2) 窓ガラス清掃作業

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
窓ガラス清掃作業員	労働安全衛生法による講習を受講し、修了書を携帯している者又は 高所作業車運転技能講習修了者	—	非常勤	—	—	必要人数		*契約時
ゴンドラ作業員	ゴンドラ安全規則の講習修了者	—	非常勤	—	—	必要人数		*契約時

## ③ 鉢植木賃貸借業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
実施者	1級園芸装飾技能士が望ましい。	—	—	—	—	1名以上		*契約時

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

④ 警備保安業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
警備業 （法人としての登録）	都道府県公安委員会の登録	—	—	—	—	—	—	* 企画書提出時
警備責任者	① 警備員指導教育責任者資格者証 ② 自衛消防業務講習修了証 ③ 防災センター要員講習修了証 ④ 自衛消防技術認定証 ⑤ 不当要求防止責任者講習修了書 ⑥ 上級救命講習修了証	延べ面積10万㎡以上の施設において監督者としての経験5年以上（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する警備士等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）	常駐	平日	8:00-17:00	1名		* 企画書提出時（※1） ※1：入札書類に添付する書類は実務経験に関するものを必須とし、企画書提出時点で未終了の講習等がある場合は、当該講習等の実施計画を記載すること。
警備副責任者	① 警備員指導教育責任者資格者証 ② 自衛消防業務講習修了証 ③ 防災センター要員講習修了証 ④ 自衛消防技術認定証 ⑤ 不当要求防止責任者講習修了書 ⑥ 上級救命講習修了証	延べ面積10万㎡以上の施設において監督者としての経験3年以上（ただし、10万㎡に満たない施設の警備業務の監督者としての経験を3年以上有する場合にあって、その実績及び経験が警備責任者の補佐及び警備責任者不在時の代行に必要十分であり、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）	常駐	毎日	8:00-翌8:00（ローテーション勤務）	常時2名以上		* 企画書提出時（※1） ※1：入札書類に添付する書類は実務経験に関するものを必須とし、企画書提出時点で未終了の講習等がある場合は、当該講習等の実施計画を記載すること。
警備士	① 警備業法に基づく教育を受けていること	警備士の2分の1以上は、2年以上の警備経験を有する者とすることが望ましい。	常駐	毎日	8:00-翌8:00（ローテーション勤務）	必要名		* 契約時 ※2：最低限配置する人数については別紙4の別添を参照すること。また、警備士の3分の2以上は、A) 2年以上の警備経験を有する者、B) 防災センター要員講習の修了者、又はC) 自衛消防技術認定証を有する者とする。
防災センター要員	① 防災センター要員講習修了証 ② 自衛消防技術認定証 ③ 上級救命講習修了証	—	常駐	毎日	8:00-翌8:00（ローテーション勤務）	常時2名以上		* 契約時
自衛消防活動中核要員	自衛消防技術認定証	—	常駐	毎日	8:00-翌8:00（ローテーション勤務）	常時13名以上（防災センター要員との兼務可。）		* 契約時
防火管理技能者	防火管理技能講習修了証	—	常駐	平日	8:00-17:00	1名（兼務可）		* 企画書提出時

⑤ 電話交換取扱業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
実施責任者	—	当省と同規模（1日の着信件数500～600件程度（通常時）。以下同じ。）の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関（地方公共団体を含む。）のコールセンター（当該行政機関の所掌に関する事項を広く扱うものであって、1日の着信件数が500件程度以上（通常時）のものに限る。以下同じ。）の指揮監督の経験を5年以上有する者とする。	常駐	平日	8:30-18:15（副責任者とのローテーション勤務）	1名		* 企画書提出時
実施副責任者	—	当省と同規模の事業所での電話交換取扱業務又は行政機関（地方公共団体を含む。）のコールセンターの指揮監督の経験を3年以上有する者又は実施者としての経験を5年以上有する者とする。	常駐	平日	8:30-18:15（責任者とのローテーション勤務）	1名以上		* 契約時

⑥ 総括管理業務

ポスト名	必要な資格	必要な実務経験等	勤務形態	勤務日	勤務時間	人数	氏名	所持資格・実務経験等（具体的に）
総括管理責任者	—	延べ面積50,000㎡以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上（ただし、延べ面積5万㎡に満たないオフィスビルの維持管理業務の監督者としての経験を5年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する者等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）	常駐	平日	9:00-18:00	1名		* 企画書提出時 なお、総括管理責任者はプレゼンテーション時に必ず出席し、評価委員の質疑応答に答えていただきます。
総括管理副責任者	—	延べ面積50,000㎡以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が3年以上（ただし、延べ面積5万㎡に満たないオフィスビルの維持管理業務の監督者としての経験を3年以上有する場合にあって、その実績及び経験が本業務に従事する者等を指揮監督し、本業務を適切に実施するに十分であると発注者が判断する場合はこの限りではない。）	常駐	毎日	9:00-翌9:00（総括管理責任者とのローテーション勤務）	1名以上		* 企画書提出時

※スペースが足りないときは、適宜追加及び加工して差し支えない。

## 業務名：○○業務

※管理・運営業務全体、総括管理業務、建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務等の業務の名称を記載すること

### ①情報取扱者名簿（各情報取扱者に変更があった場合には速やかに再提出をすること）

	氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※4）
情報管理責任者 （※1）	A					
情報取扱管理者 （※2）	B					
	C					
業務従事者 （※3）	D					
	E					
下請負先	F					

（※1）受注者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※2）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※3）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※4）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載すること。

（※5）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

## 業務名：〇〇業務

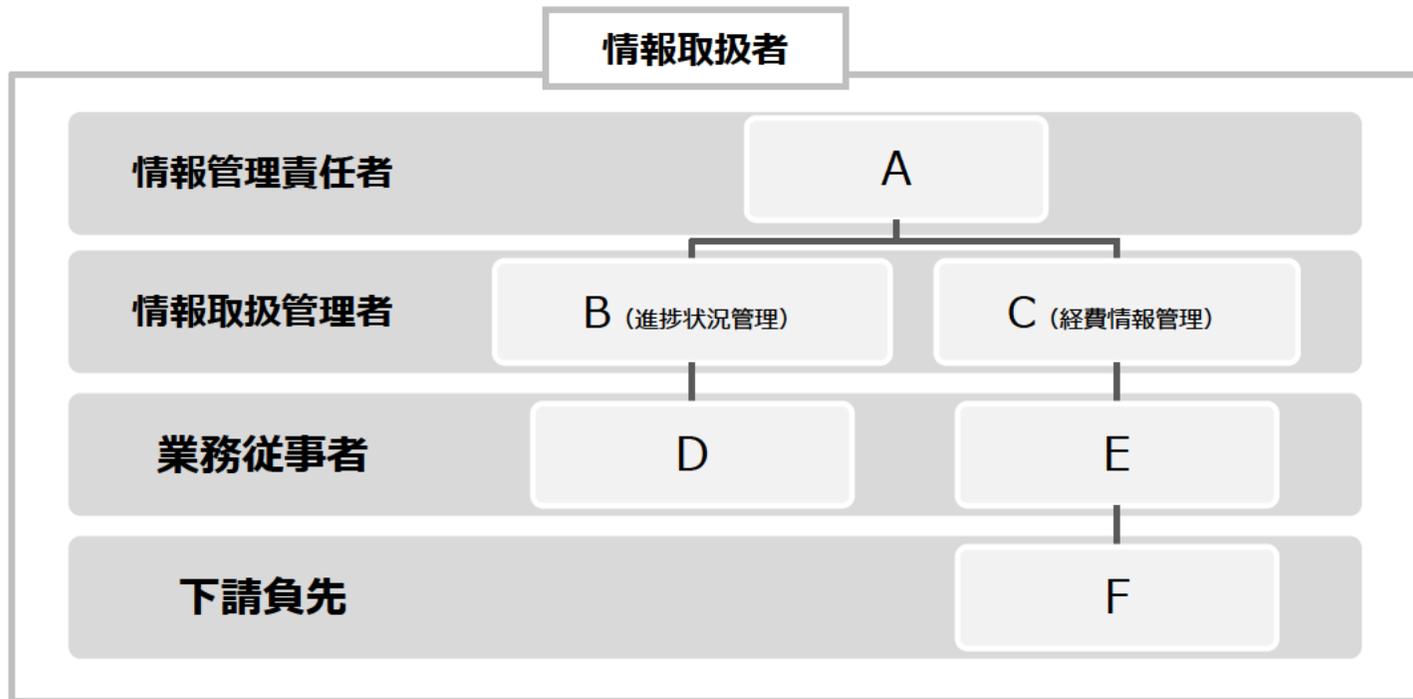
※管理・運営業務全体、総括管理業務、建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務等の業務の名称を記載すること

### ②情報管理体制（各情報取扱者に変更があった場合には速やかに再提出をすること）

【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（下請負先も含む。）
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

※以下は体制図の例



### 業務名：○○業務

※管理・運営業務全体、総括管理業務、建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務等の業務の名称を記載すること

### ③その他情報セキュリティの確保に関する取組

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

## 5. 業務実績

■本仕様書1. (1) ②記載の業務ごとに、過去の実績について、直近3年間の実績を中心に記載すること。

### (1) 建築・建築設備管理業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

### (2) 清掃業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

### (3) 鉢植木賃貸借業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

### (4) 警備保安業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

### (5) 電話交換取扱業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

### (6) 総括管理業務

業務名	契約先	契約期間	契約金額(税込み)	業務内容

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

## 6. 管理・運営業務全体及び業務ごとの実施体制

加点項目審査

様式6

- 管理・運営業務全体について及び仕様書 1. (1) ②で示す業務ごとに、実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

### ① 管理・運営業務全体の実施体制

- ・実施体制図(様式3の法定資格者等の配置及び予定人数など詳細に記載すること。)
- ・業務全体スケジュール(令和6年度の詳細なスケジュールと5年間(令和6～10年度)の大まかなスケジュール)

※業務毎に詳細に記載すること。業務毎 1 ページ以内とすること。

- 管理・運営業務全体について及び仕様書 1. (1) ②で示す業務ごとに、実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

### ② 各業務の実施体制

(1) 建築・建築設備管理業務

(2) 清掃業務

## 6. 管理・運營業務全体及び業務ごとの実施体制

加点項目審査

様式 6

- 管理・運營業務全体について及び仕様書 1. (1) ②で示す業務ごとに、実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

### ② 各業務の実施体制

(3) 鉢植木賃貸借

(4) 警備保安業務

## 6. 管理・運營業務全体及び業務ごとの実施体制

加算項目審査

様式6

- 管理・運營業務全体について及び仕様書 1. (1) ②で示す業務ごとに、実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

### ② 各業務の実施体制

(5) 電話交換取扱業務

(6) 総括管理業務

## 7. 質の確保に関する考え方

- 以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。

### (1) 管理・運營業務に関する包括的な質（仕様書1. (2) ①）の確保に関する考え方

- ア. 業務継続の確保（平常時・緊急時）
- イ. 安全の確保
- ウ. 庁舎設備等の不具合等への速やかな対応
- エ. 快適性の確保

### (2) 各業務において確保すべき水準（仕様書1. (2) ②）の確保に関する考え方

### (3) 業務の質の向上や効率性の向上等（仕様書1. (2) ③）に関する基本的な考え方

- ※具体的な改善提案については、様式 6 及び 7 にて記載すること。

※2ページ以内におさめること。業務ごとに作成する場合には、業務ごとに2ページ以内で記載すること。

## 8. 緊急時の体制及び対応方法

加点点項目審査

様式8

- 管理・運営業務全体及び個別業務（建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務、電話交換取扱業務、総括管理業務に関し、緊急事態への対応方法やバックアップ体制を記載すること。

### 業務名：○○業務

※管理・運営業務全体、総括管理業務、建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務等の業務の名称を記載すること

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

## 9. 改善提案

加点項目審査

様式9

### 業務名：○○業務

※管理・運営業務全体、総括管理業務、建築・建築設備管理業務、清掃業務、警備保安業務等の業務の名称を記載すること

<b>業務実施項目</b>	
<b>提案の概略</b>	
<b>目的及び期待される効果</b> ※改善提案の趣旨（質の向上、コスト低減等）を簡潔に記載すること。	
<b>改善提案の内容</b> ※改善提案の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。 ※他施設で同様の取組を行い、成果が出ている場合はその旨明記すること。	
<b>最低水準の確保に対する説明</b> ※当該改善提案を実行しても、最低水準（各仕様書記載の内容）が確保されることを具体的かつ簡潔に説明すること。	

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

※改善提案を行う業務項目が複数ある場合は、ページを改めて記載すること（1ページに複数の改善提案事項に関する記載がないようにすること）。

事業者名：○○

※加点項目につき提出は任意

認定等の区分：○○（認定日：○○年○月○日）

※プラチナえるぼし、えるぼし3段階目、プラチナくるみん、くるみん等の認定等の区分を記載すること。

※認定通知書の写しを添付すること。

※入札参加グループの場合は、グループ参加企業ごとに提出すること。

※加点の対象となる認定は以下のとおり。

■ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- プラチナえるぼし ※ 1
- えるぼし 3 段階目 ※ 2
- えるぼし 2 段階目 ※ 2
- えるぼし 1 段階目 ※ 2
- 行動計画 ※ 3

■ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）

- プラチナくるみん ※ 4
- くるみん（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準） ※ 5
- くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準） ※ 6
- トライくるみん ※ 7
- くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準） ※ 8

■ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ユースエール認定

- ※ 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定
- ※ 2. 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※ 3. 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※ 4. 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定
- ※ 5. 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定
- ※ 6. 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※10 の認定を除く。）
- ※ 7. 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定
- ※ 8. 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定